

本日の会議に付した事件

令和4年第4回山元町議会臨時会

令和4年10月28日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 8号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
日程第 5 議案第48号 令和3年度 交通安全補助請2号 大平牛橋線橋田橋上部工工事請負契約の変更について
日程第 6 議案第49号 字の区域の変更について（山元東部地区）
日程第 7 議案第50号 令和4年度山元町一般会計補正予算（第5号）
-

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから令和4年第4回山元町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、7番竹内和彦君、8番遠藤龍之君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

議 長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。
議長諸報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第3．提出議案の説明を求めます。
この際、今臨時会に提出された議案等4件を、山元町議会先例66番により一括議題といたします。
町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。本日ここに令和4年第4回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてですが、報告第8号「専決処分の報告（賠償額の決定及び和解）」については、町道の路面沈下により、個人の車両タイヤが破損した事案について、和解同意が得られたことから、報告するものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第48号については、「大平牛橋線橋田橋上部工工事」について、施工内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号「字の区域の変更」については、県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業「山元東部地区」において、圃場の大区画化や道水路の統廃合が行われたことから、新たな区画に合わせて同地区内の字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算関係議案についてですが、議案第50号「令和4年度山元町一般会計補正予算（第5号）」（案）については、ウクライナ情勢等に起因する原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活者等への支援を速やかに実施するため、地方創生臨時交付金等を活用し、追加計上するものであります。

具体には、深刻な影響が危惧される住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、及び町独自の支援策として、児童を扶養する低所得者世帯等に対する給付に係る経費や、町内の各種農家に対する肥料代・飼料代の助成を行うための経費、町内の幼稚園・児童福祉施設を対象にした光熱費等の助成に係る経費についても併せて計上しております。

以上、令和4年第4回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第4．報告第8号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。報告第8号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

2枚目の専決処分書をお開きください。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分したものでございます。

町は、4月15日に発生した町道の路面沈下による相手方自動車のタイヤを破損した事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり決定したものでございます。

1、相手方は記載のとおり、山元町にお住まいの方でございます。

2、事故の概要は、令和4年4月15日午後8時30分頃、山元町小平字南地内の町道1119号小平南線において、斎藤氏が自動車で行進中に、路面沈下により発生した

穴に左前輪が落下し、タイヤが破損したことにより、タイヤ1本を交換する必要が生じる事故が発生したものでございます。

3、損害賠償の額、その他和解条項は、1、町は、相手方に対し本件事故の損害賠償として総損害額の100パーセントに相当する金1万5,785円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。

2、相手方及び町は、本件事故については以上で解決し、ほかに何らの債権・債務のないことを確認する。

以上で報告第8号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上、報告第8号専決処分の報告についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5、議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第48号令和3年度交通安全補助請2号大平牛橋線橋田橋上部工工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案の概要をご覧ください。

提案理由でありますが大平牛橋線橋田橋上部工工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額。現契約額6,385万5,000円に対しまして、745万1,400円を増額し、7,130万6,400円に変更したもので、11.67パーセントの増となります。

5、工事の概要、変更分といたしまして、現契約、舗装工、車道部基礎、A=ゼロ平方メートル、車道部表層、A=ゼロ平方メートル、歩道部表層、A=ゼロ平方メートル、踏掛版コンクリート、V=ゼロ立方メートル。変更後、舗装工、車道部基礎、A=119平方メートル、119平方メートル増、車道部表層、A=119平方メートル、119平方メートル増、歩道部表層、A=39平方メートル、39平方メートル増、踏掛版コンクリート、V=42立方メートル、42立方メートル増となります。

その理由といたしましては、現在施工中の大平牛橋線橋田橋については、令和4年3月の地震の影響を受けるなど、橋梁下部工の完了が遅れ、現在、橋梁上部工の施工中であります。本工事で橋梁すりつけ部を実施することで、一日も早い橋梁の供用が可能になることから、上記項目について増工するものであります。

詳細な資料につきましては、別紙に資料を添付しております。

大平牛橋線橋田橋上部工工事の変更内容について、当初、橋梁のすりつけ部については別工事で実施する予定でありましたが、一日も早く橋梁を供用するため、舗装、①舗装橋面、②踏掛版コンクリートを増工するものであります。

①の舗装部分につきましては、左の舗装説明図に記載のとおり、橋梁の桁の上の舗装をするものでございます。

②の踏掛版コンクリートといたしましては、説明図のとおり、橋梁の橋台の背面にコンクリートの板、踏掛版を設置することによりまして、地震時の段差解消を目的とするものでございます。

橋梁の側面図がありますけれども、こちらのほうにすりつけ区間を示しておりまして、

現道の高さがですね、橋梁設置することによって1メートルほど高くなりますので、その部分を現道にすりつけるものでございます。赤の部分が今回の工事で施工いたしまして、緑部分が別途工事で発注するというものになります。

下の平面図につきましても同様に、橋面舗装の範囲、踏掛版の範囲、そして、すりつけの範囲という形で示しております。

以上で議案第48号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

10番（阿部 均君）はい、議長。2点、質問させていただきます。

今の課長のほうからですね、説明をいただきました。変更理由は、一日も早い橋梁の供用が可能になるということでございますがですね、説明の5番のですね、工事概要からいろいろと推察されますことはですね、もう実施設計なり積算の段階には全く入ってなかった工事の変更というような受け止め方をせざるを得ないんですが、それについて、課長、これどのような経過でこうなってるのか、もっと詳細に説明お願いします。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。当初からですね、今回の踏掛版とですね、すりつけ工については、工事の内容として発注予定だったんですけども、変更理由にもご説明したとおりですね、地震の影響によりまして橋梁の橋台の変異が認められましたので、工程的にその安全を確認するために2か月間時間を要してしまったということで、それを取り戻すためにですね、今回、上部工の工事と一緒に施工したほうが、コンクリートの養生期間と強度発現のために日数が必要になってきますので、少しでも早くコンクリートを施工すると工期が短くなると、次の工程に移れるということで、こういう形になっておりますので、もともと当初から予定してた工事ではありました。

以上です。

10番（阿部 均君）はい、議長。もともと予定しておったということでありまして、それならばですね、なぜこの現契約の段階でこの部分が出てこなかったのか、その辺について、はい。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。なぜ当初の設計時に入ってなかったかというところなんですけども、当初の発注の考え方といたしましては、橋梁の上部工は、どうしても地元企業さんが入れないものですから、その部分は橋梁の専門会社さんに発注すると、それ以外の部分については地元業者さんに発注するという考え方でした。

ですが、今回、どうしても12月、年内に供用開始するという大目的がございましたので、そちらのほうをするためには、今回の上部工の工事で増工するという工程調整をいたしました。

以上です。

10番（阿部 均君）はい、議長。これ、今、課長の説明いろいろお話を聞きますとですね、変更というよりも、もうこれ、もうこれが1つの事業というような捉え方にもうなってしまうというような部分あるんですが、今後ですね、変更、変更契約っていうのはなるべくないほうがベターなんですけど、こういうふうにも一日も早い供用開始というような部分、大義名分がございまして、あるんで、そこで令和3年度の事業でありますんで、我々もですね、その辺は大目に見るといような部分もあるのかなと思いますので、今後やっぱり、もう現設計なり積算なりですね、発注の際にもう全部、やっぱりそういうような

部分きちっと精査して、全部発注するというように、変更計画なるべく避けるようにですね、今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

11番（菊地康彦君） はい、議長。今、説明いろいろありましたけども、この事案なんですけど、これいつ発生した事案というか議案になるわけでしょうか。

建設課長（千葉佳和君） はい、議長。今回の増工するに当たったタイミングにつきましては、橋梁上部工、まず、地震があつてからですね、安全性の確認をして、橋梁の上部工の桁の架設が9月に実施されまして、それから年内に供用するためにはどうしたらいいかというのを施工業者さんと協議してきたところでございます。それで、その協議が調ったのがやっと今回だつてというような形になりますので、この議案が、大体10月ぐらいには施工業者さんとの協議が調つたというようなことになります。

11番（菊地康彦君） はい、議長。以前から言われているですね、説明つていうこととなつてですね、1週間前に委員会が開催されてるわけですね。その段階で、この案件については説明というものがなかったと。報告なりといったものはあつたわけですけども、この臨時会に乗せるのであれば、やはりもう当然、説明があつてしかなるべき問題じゃなかったのかなと。これで賛否がどうのこうのじゃありませんけども、そういったことを踏まえて議会運営をするというような話も町長からもあるわけなんで、そこは十分、今後注意していただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。担当つうとおかしいんですけども、今、委員会の話も出たから改めて確認すんですけども、1つはね、変更契約つていうようなことで、この説明がね、なつてない。だから今のようなね、話も出てくるんだかと思うけど、この変更理由だけで橋梁すりつけ部を実施することで一日も早い橋梁の活用が、供用が可能になる。ここだけ見つとね、全然今度話のつながりががないから、何で、もうここだけで大きな疑問が出てくるんだね。今言うようにね、もしそうだとしたら、何でその全体のね、事業の中に入ってないのか。今聞いてね、ここの部分とあそこの部分というようなことで、あ、そういうことかとね。そこで、今度また新たな疑問になってくるんだけども。

我々、あそこ1本で1つのね、事業として受け止めて、それに対して賛否つていうかね、認めている格好になるんです。ですから、この、いうのはね、大平牛橋線橋田橋梁部、橋田きょう……橋田橋か（「橋田橋」の声あり）上部工工事請負契約、これで1本というふうに、と我々の受け止めは、もう既にこのすり何とか部つていうのも、もうここの中に入ってるんです、請負でね。だとすれば変更ということになつたかと思うし。先ほどのね、説明では別物だと、多分これ舗装工事だからつていうことだかどうかね。考え方はいいんだよ、いいんだげつとも、地元業者に少しでも。全体の1本、工事の別途説明した中で、今回はここの部分ですつていうことで、お認めくださいというような問いかけつうか説明でないと、もう頭からもうこういうもんで、こういうね、多々あるんです、これまでも。新浜諏訪原線とかなんとかね、ぼつ、ぼつ、ぼつと決まってね。もう1本それで認めてしまうと、前提が認めなくてねえようになるんだわね、ということとかという。この件つては、かなりこれやっぱ大きな額を示すものだから、そういう意味では、ちょっと我々が理解できるようなですね、納得できるような、やっぱ説明

というのは特に必要だ。とりわけ、変更ということになれば、その変更の部分がよく理解できるようなね、説明をしてもらわないと、簡単にいいですよっていうわけにもいかない、なる場面も出てくるっていうことなんです、その辺の考え方、姿勢について、いかがでしょうか。今後についてもだけんと。

議長（岩佐哲也君）これは町長に聞いたほうがいいんじゃないですか、全体であればね。

町長（橋元伸一君）はい、議長。言われるのはもっともなんです、先ほどもですね、課長のほうからも説明あったようにですね、議会から言われたからということではないんですが、できるだけ地元業者さんたちにも仕事をしてもらうというところで、今、遠藤議員が言ったようにですね、3つか4つに分けてもそれが1つの事業だと。説明するときには、その3つ4つの事業をみんなまとめた形で、きちっと、今回の工事はこういう1本の事業があるのを3つに分けましたとね。で、そこの部分でこうこうこういう事情があつてこうだったと。そういうふうな説明をするべきだったという指摘かなと思います。

今回の工事の発注に関しては、課長からも説明があつたようにですね、部分部分でできるだけ地元業者さんにもという部分があつて、こういうふうに分けた部分がありました。ですから、中に入っていなかった部分なので変更ではないと言われると、変更ではない、追加、まあ、ね、そういう考え方もできるのかなとは思いますが、先ほども言ったように、期間がどうしても地震の影響とかがありまして遅れてしまったと。で、今回は、ここの部分ももう一緒にやったほうが期間が短縮されるということで、もう先日の避難訓練のときもですね、避難道路がいつになったら通れるようになるんだというご指摘もいただいていたこともありまして、そういうことも含めて、一日でも早く道路を開通させたいという気持ちがあつて、今回このような形で変更契約ということになったんですけれども、今後ですね、今、指摘されたように、工事、1本の工事っていうか、道路1本の中で説明するときにはそういう形で、できるだけですね、まとめた形で説明をするように心がけていきたいと思ひます。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第48号令和3年度 交通安全補助請2号 大平牛橋線橋田橋上部工工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 日程第6．議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（佐藤和典君） はい、議長。それでは、議案第49号字の区域の変更について（山元東部地区）についてご説明を申し上げます。

配布資料ナンバー2、議案の概要に基づきご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

初めに、提案理由でございますが、県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業山元東部地区において、圃場の大区画化や道水路の統廃合が行われ、新たな区画に合わせて同地区内の字の区域を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を要するもので、提案するものでございます。

1、対象箇所でございますが、記載のとおりとなっております。

2の施行者でございますが、宮城県でございます。

3、事業の面積等につきましては、令和4年9月末時点で、全体で613.3ヘクタール。土地のですね、筆数につきましては約7,600筆、地権者については約1,100名となっております。

4の字の区画を変更する区域につきましては、添付資料、新旧対照表並びに山元東部地区字の区域の変更図のとおりとなっております。

まず、次ページの新旧対照表のほうお開き願いたいと思います。

字の区域を変更する字名とその範囲、変更後の区域の字名を対照できるよう、1ページから5ページにわたり整理したのとなっております。

次に、添付資料、一番最後のページのほうご覧いただきたいと思います。

位置図がございます。ご覧のとおり、事業全体の区域につきましては、北側、亘理町との境から、南は福島県の境まで、沿岸部約11キロの範囲となっており、赤く着色した箇所が対象箇所となっております。

資料お戻りいただきまして、折り返しの図面、字の区域の変更図、4分の1から4分の4まででございます。ここにはですね、具体的に字界を変更して字名を変更する区域を赤字と黒字で2段書きにし、具体的な区域を示したのとなっております。この区域がですね、今回対象となっているものでございます。

凡例で示してございますが、青線が従前の字界、赤線がですね、今般変更後の字界と。青字で記載してございますのが現の字名でございまして、赤字で記載しているものが変更後の字名と。黒字で記載のあるものが従前の字名という形で表記しております。

概要、資料のですね、1ページ前のほうにお戻りいただきたいと思います。

5、効力の発生予定年月につきましては、換地処分公告の日の翌日からとなっております。

6、選定の経過でございますが、昨年令和3年6月から本年令和4年9月まで、宮城県及び町内関係機関との素案の検討を行いまして、町で原案を決定し、これに基づき令和4年10月14日付で事業主体の県より字の区域の変更申請がなされております。

以上で議案第49号の説明にさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

議長（岩佐哲也君） これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第49号字の区域の変更について（山元東部地区）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第7. 議案第50号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。はい、それでは、議案第50号令和4年度山元町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ9,509万5,000円を増額し、総額を112億9,646万7,000円とするものでございます。

今回の補正の概要についてですが、物価高騰の影響を受けている子育て支援を含めた生活困窮者及び農業経営者に対する関連予算となります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費につきまして、7,588万1,000円を増額しております。こちらにつきましては、長引く物価高騰のあおりを受け特に家計への影響が大きい低所得世帯に対しまして、1世帯当たり5万円を給付するものでございます。財源につきましては、国の臨時特別給付金を活用いたします。

3款民生費2項児童福祉費につきまして、1,073万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、町内の私立保育所など3施設に対し、1施設当たり10万円の補助。また、個人に対する支援といたしまして、低所得の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円を給付するものでございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたします。

7ページをご覧願います。

6款農林水産業費1項農業費につきまして、807万7,000円を増額しております。3目農業振興費746万6,000円につきましては、肥料価格の高騰に対応するため、国の支援事業に対し町が独自に補助を上乗せするもので、農家負担の軽減を図るものでございます。4目畜産費61万1,000円につきましては、飼料価格の高騰に対応するため、町独自の支援事業として畜産農家の経営の継続を支援するものでございます。財源につきましては、いずれも地方創生臨時交付金を活用いたします。

10款教育費4項幼稚園費につきまして、40万円を計上しております。こちらにつ

きましては、町内の私立幼稚園2施設に対し、1施設当たり20万円を補助するものでございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたします。

続きまして、歳入予算につきましてご説明いたします。

5ページにお戻り願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございますが、9,509万5,000円を増額しております。

3目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,921万4,000円につきましては、歳出でご説明いたしました子育て支援、それから農業者支援などに充てる財源でございます。

4目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金7,588万1,000円につきましては、非課税世帯などを対象に1世帯当たり5万円を給付するための財源でございます。

以上が補正予算(第5号)の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長(岩佐哲也君)これから質疑を行います。――質疑はありますか。

11番(菊地康彦君)はい、議長。それでは、歳出の民生費なんですけど、住民税非課税世帯に対する臨時交付金ということで、総務費にも出ておりますが、誠にですね、ありがたいご支援でありまして、今回2通りの町の補助金ですか、出ております。

この児童措置費の中で、低所得の子育て世帯に対する給付金ということで1,000万ほど計上されているわけなんですけど、この対象者は低所得者のみということなんですか。

子育て定住推進課長(村上卓君)はい、議長。こちらのですね、民生費の扶助費1,050万につきましては、非課税世帯も含まれております。非課税世帯と、あとは児童扶養手当の受給世帯ということで、2通りでこの金額に設定をしております。

以上でございます。

11番(菊地康彦君)はい、議長。家計急変世帯っていうのは、これは事前に説明あったわけなんですけど、これは入ってないってことですね。

子育て定住推進課長(村上卓君)はい、議長。こちらの、2通りあるんですけども、低所得の子育て世帯向けの住民税非課税世帯の内訳としましては、その中にですね、家計急変の世帯も含まれております。あとは、児童扶養手当の部分については母子家庭・父子家庭用の支援ということで、2通りを組んでおります。

11番(菊地康彦君)はい、議長。非課税世帯の中にその家計急変世帯も入ってるということ。

子育て定住推進課長(村上卓君)はい、議長。そのとおりでございます。

11番(菊地康彦君)はい、議長。この家計急変世帯っていうの、どうやって出すんですか。これ何か基準があるんですか。

子育て定住推進課長(村上卓君)はい、議長。はい。こちらにつきましては、前年度もですね、国とか県の支援の中で実施しているものがございますので、その中で、住民税非課税というのがその年度の部分で、前年度の部分での所得を見た中での税の判定ということになりますので、今年度分につきましては、その中での見込みというものを推計しまして、その中での世帯数を推計しておるものでございます。

11番(菊地康彦君)はい、議長。そうすると、これ、前年同様、今年もそういった世帯の調査す

ると、それで結果を出すということですね。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。はい。こちらにつきましては、予算上は推計の予算を計上させていただいておりますが、実際、急変かどうかをですね、申請者の方から相談申請をいただいている給付になりますので、そちらは私のほうでは、実際、所得のですね、実際の状況というのは分からないところありますので、改めての申請という形になっております。

11番（菊地康彦君）はい、議長。こちらは町独自の支援ということで、地方創生臨時交付金を活用するという事なんですが、近年ですね、我が町を見てますと、年齢を撤廃して支援をした、助成をしたりとか、前回は医療費を18歳未満の所得制限、そういったものも撤廃して無料化というような動きにもなってきたわけですね。

今回、この補助金といいますか、町独自で行われる低所得の子育て世帯に対する給付金1,050万。これは、総務費で出される1世帯5万に加えて支給といいますか、給付するわけですよ。そうしたときに、確かに低所得者っていうのは大変な時期でありますし、大変かと思えます。ただ、そのほかにもですね、やはりいろんな意味で所得が減ったり、生活がですね、不安定になっている方々もあろうかと思うんですよ。そうしたときに、町独自でやる施策であれば、そういった部分も外して検討すべきじゃないかと思うんですが、その辺の検討はなさらなかったということですか。

議長（岩佐哲也君）町長橋元伸一君。全体の考え方の問題ですから、町長お願いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。いつも言ってるように、支援をするときにはできるだけ公平にということ、いろいろこう物を考える中で、今回ですね、今、議員からの指摘があったようにですね、今回の支援に対してまだ100パーセントになってない部分がありまして、100パーセントになってない部分があるって、実はありましてって何かあれですけど、そうではなくて、創生交付金が来て、臨時交付金が来て、ここまで来る中で、今言ったように、子供たち、世帯1世帯5万円というのは国で出します。そこに追加の支援ですから、そこをできるだけ公平に、で、子供だけではなくて高齢者も含めた形でどのような形でやっていくかという部分で、今回、ちょっとですね、時間的に間に合わない部分があって、12月のところまでに何とかしたいっていう部分も、今、実はあります。

ですので、全然考えていないわけではなくて、取りあえず、今回の臨時議会に間に合う段階でのまずここまでの措置と。肥料・飼料の部分もありますし、そういうところも含めてですね、次の12月の部分での追加の部分も実は考えているという部分もありますので、その辺でご理解をいただければと。

いつも言ってるようにですね、一部分にだけ手厚くとかそういうことではなくて、全体をきちっと公平に支援ができるようにというのはいつもこちらのほうでも考えていることですので、今日ここに提案するに際しましても、結構何回も内部でも議論を尽くしてこの場に来てる部分もありますので、その辺でご理解をいただきたいと思えます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今の説明で理解ができましたので。

その中で、町長からも肥料価格高騰の今現時点で支援のできる部分ということもありましたので、ちょっと2件目、そちらにちょっと質疑させていただきたいんですが、町長要旨の中には、原油高騰というのも含めながら、今回の価格、資材のですね、価格等高騰対策として、肥料と餌と飼料というふうに出ているわけなんですけど、以前にもで

すね、今年予算のときにもちょっと質疑してたんですが、原油価格高騰が施設園芸に今回は集中していたという年だったわけなんですけれども、今現在です、の、12月までだということなんでしょうが、肥料と飼料のほかに、水田農家、水稲農家の原油高騰が拾ってないんじゃないかという指摘をしたところ、今後その分は検討すると担当課長からも話があったわけですが、やはりそれも、やっぱりどうしても間に合わないというか、今後そちらのほうも検討しているということと理解してよろしいのでしょうか。

議長（岩佐哲也君） ちょっと提出議案のほうから少しずれてますが、燃料です、もし答えられるのであれば。

なお、質問者にあれしますが、款項目、ページ数、この資料です、明示して質問するようにお願いします。

もし今の、ここには書いてないんですが、燃料関係の質問ありましたんで、ちょっと。はい。

町長（橋元伸一君） はい、議長。その件に関しましてもですね、前回もそういうコロナ関係、今回のウクライナの経済の関係でですね、情勢の関係での支援っていうのも前回も出してるんですけども、前回、あと今回、あとさらに次の12月議会を見据えて、バランスを考えて一応やってるつもりなんです、こちらとして。で、今言った水田農家の燃料関係、前回やってませんので、その部分も加味して考えてはおります、はい。できるだけ抜けないように、先ほども何回も言いましたように、できるだけみんなに公平になるように、こちらとしては考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

11番（菊地康彦君） はい、議長。質疑ちょっと抜けてるんじゃないか、違うんじゃないかっていうことだったんですが、今回の提案されているものからですね、そういった部分を忘れてんじゃないかということで、再度確認の意味の質疑でしたので、ご了解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑。

1番（伊藤貞悦君） はい、議長。6款1項農業費の、ただいまもありませんが、農業振興費についてですが、全員協議会等で説明がございました肥料についてでございますが、これからこれは、町民、農家の方に説明をして、申請をしていただいて、それに対して支援をしていくというふうな運びになると思えますが、これだけの資料では分かりにくい。例えば、水稲に対する支援なのか、畑作に対する支援なのか、肥料に対する支援なのか、そういうふうな具体例も何も明示されておられませんし、ましてやこの前の資料ではですね、こんな表現を使っております。耕作している販売農家。この耕作している販売農家っていうのをどういうふうに捉えるのか。一般の農家の方をどういうふうに捉えていくかというふうなことを考えたときに、やはりこれは、先ほども同僚議員からも話ありましたように、質問ありました、それから町長も答えておりましたが、12月までいろんな形でこれを手直しをしたりなんかして支援をしていくんだらうと思えますが、やはり町民や農家の方々が分かりやすいような、それから忘れてたとか何とかっていうふうな、分からないでそれを受けなかったというふうなことの無いように、優しいですね、説明の仕方、それから支援の仕方をぜひ考えていっていただいて、せつかくの支援策ですので、公平公正に受けられるように、困ってる方が支援されるように配慮をしていた

だければと考えるわけですが、このことについては配慮されているのか、今後配慮するのかについてお伺いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどから言っているようにですね、とにかく、支援をするのには公平公正にと、一部分だけに偏ったりしないようにですね、それぞれの関係者の方からそれぞれのいろいろな要望はありますが、そういうのをですね、きちとこちらのほうで見極めて、住民みんなに、前回もですね、1人5,000円分の商品券を配ったとかそういうこともありますので、公平になるようにちゃんと考えていきたいと思しますので、もしですね、議員の方々もですね、そういうふうにお気づきの点がありましたらですね、遠慮せずと言っていただければというふうに思います。

以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ほとんど皆さん言ってることなんだけど、それに対してちゃんと答えてんだけど、多分ね、国もね、制度分かってこうやってるかどうか、分かってるっつかね、金だけ出してね、説明不十分の部分もあるかと思えます、多分ね。そういう中で生まれてきてる話かとも思うんですが、ちょっと具体的に聞きます。

この家計急変の、家計急変つうんだな、これな。家計急変世帯の判断っていうのは決まっ……どういうふうになってるんですか。具体的に確認したかったんです。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい。家計急変世帯の考え方なんですけれども、令和4年の1月以降12月までで任意の1か月間の収入が、世帯全員の収入になるんですけれども、住民税非課税水準相当であるかどうかというのが判断基準になります。あと人数等によってその金額等は変わりますが、それで判断していくということになります。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その前に確認しなくちゃいけないのは、住民税非課税世帯っていうのは、人、1人でも課税する人がいたら、その世帯はその対象にならないという受け止め、従来だとそうなんだけど、という、この件に関してもそうですかというところの確認をしたいと思えます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。はい、議員おっしゃるとおりでございます。

あともう一つですね、住民税から課税されている扶養の世帯も対象外になります。

以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことも加えてですね、町独自ついたら、やっぱり非課税世帯が、3人、課税者が3人いて、そのうちの1人が課税と、その課税だって、課税つったって、ちょこっと1万100円超えてでも課税世帯、課税世帯でねえな、課税者となるという、いろいろあると思うんです、その世帯の中でね。やっぱりその辺も含めて、いろいろ皆さん言ってるの、多分、それでも少な……、多くの人に公平にということであれば、その辺も含めてね、この町独自、国としては多分いろいろね、そういう基準かけてくっと思うんだけど、その辺も含めた対応をしていただければと思いますということで、終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第50号令和4年度山元町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回山元町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時54分 閉会

上記会議の経過は、事務局長桔梗俊幸の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長

署名議員

署名議員